

※住民記録システム標準仕様書【第3.0版】
(令和4年8月31日)からの変更点を明示

住民記録システム標準仕様書

【第3.0版】

修正案

令和5年(2022年)XX月XX日

自治体システム等標準化検討会
(住民記録システム等標準化検討会)

4.1 届出

転入

4.1.1.2 再転入者

【実装必須機能】

~~住民記録システムデータベースにある~~除票データにおいて、住民票コード、~~個人番号~~、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。また、氏名（又は氏名のフリガナ）・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組~~み合わせ~~が一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。

再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。ただし、特例転入の場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報に含まれる情報を優先して取り込めること。

【実装不可機能】

再転入者の一覧表作成・~~出力~~ができること。

【考え方・理由】

中核市市長会ひな形に付記

再転入時に引き継ぐべき情報は、原則、以前当該市区町村において付番されていた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者については宛名番号を検索し再利用している。

~~個人番号~~・住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号のいずれかが一致する者がいた場合は、同一人であると言えるため、エラー表示によって新規の入力を抑止する。また、氏名（又は氏名のフリガナ）・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日のいずれか又は~~全て~~の組~~み合わせ~~が一致する者については、アラートを表示し、再転入者に該当するかの確認を行う。3情報の~~全て~~が一致する者についてアラートを表示するという意見もあったが、婚姻等の理由で氏~~を~~が変更する者も一定数想定されることから名（又は名のフリガナ）についても対象とした。これら項目の組~~み合わせ~~については、複数の条件のいずれかの組~~み合わせ~~について対応できることを指しており、機能をどう利用するかについては自治体の判断とする。

再転入者の宛名番号について、新規付番する運用と同一番号を使用する運用があり得るが、新規付番する場合も、結局のところ、各市区町村の団体内統合宛名システム（番号法における情報提供ネットワークシステムと接続する中間サーバー）の副本情報を更新するための「団体内

統合宛名システム」をいう。市区町村固有の宛名システムのことでない。以下同じ。) 等から名寄せを行っていると考えられ、そうであれば再転入時に名寄せを行って同一番号を使用する方が単純であることから、分科会における議論の結果、同一番号を使用する運用を前提に機能要件を定めることとした。再転入者は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐことで、宛名システムと連携する場合、従前と同一人物であることが確認できる。また、団体内統合宛名システムにおいては、宛名番号と団体内統合宛名番号、個人番号がひも紐づくため、宛名番号をそのまま引き継ぐ機能は**本標準仕様書**としては必須とする。

なお、新規転入扱いをし、~~て~~新たな宛名番号を付番して~~て~~登録して~~しまっ~~た後に、再転入が判明した場合については、異動取消しで消除する等の対応による個人番号カードの失効を避けるため、住民記録システムにおいては新規転入扱いのまま維持することを許容する。

当該市区町村転出時の情報を再転入時にそのまま用いると**誤りミス**が起こる可能性があるとの考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、画面上に表示できていれば文字の入力が容易なため、実務上はデフォルトで表示する機能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報をデフォルトで表示させることとした。

なお、特例転入の場合、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情報がより正確であることから、その場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書の情報を優先してデフォルトで表示させることとした。

※ なお、再転入者の一覧表作成**・出力**は、EUCにより対応し、そのための機能としては不要。

7.2 庁内他業務連携

7.2.1 他の標準準拠システムへの連携

【実装必須機能】

デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（「共通機能標準仕様書」において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。

【実装不可機能】

戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.4 支援措置における連携を除き、戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動（転居等）時に住所情報を連携できること。

以下の項目について、住民記録システムから他のシステムの最新情報が照会できること。

- ・ 選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項
- ・ 国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- ・ 後期高齢者医療の被保険者証の番号
- ・ 介護保険の被保険者証の番号
- ・ 米穀の配給の受給に関する情報

【考え方・理由】

住民記録システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に従うこととする。ただし、個人番号については、番号法第9条に規定されている事務に限り連携できることに留意すること。

戸籍附票システムが住民記録システムと直接連携している市区町村と CS を介して住民記録システムと連携している市区町村があるが、データを戸籍附票システムにどう取り込むかまでは住民記録システムで決める必要はなく、住民記録システムはデータを CS へ送信することができる機能（7.1.1.1 参照）があれば十分であることから、管内本籍人の住所異動（転居等）時において、住所情報を戸籍附票システムに連携できる機能は実装しないこととする。

なお、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために、住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合及び住民基本台帳に記録された者について住民基本台帳部局において支援措置の申出を受けた場合については、例外的に住民記録システムと戸籍附票システムの間で連携をする必要があることから、実装不可機能から除くこととした（庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧にも当該連携について規定している。）。

また、法第7条にある住民票の記載事項の全てが磁気ディスクをもって調製されていることは必須である。

※法第7条にある住民票の記載事項の一部

- ・ 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

- ・ 十 国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- ・ 十の二 後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの（資格取得・喪失年月日）
- ・ 十の三 介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの（取得・喪失年月日）
- ・ 十一 国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの（基礎年金番号、種別及び変更年月日、資格取得・喪失年月日）
- ・ 十一の二 児童手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの（開始年月・終了年月）

選挙人名簿への登録の有無は、住民票（原票）の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持つておく必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。

国民健康保険の被保険者証の記号及び番号、後期高齢者医療の被保険者証の番号、介護保険の被保険者証の番号等は、要領第2-1-(2)-ノにおいて、任意事項の例として挙げられているが、市区町村のニーズが低いため不要。

米穀の配給については、令上で住民票の記載事項が定められていないことから本標準仕様書には不要。